

鳥取県産「星空舞」が食べられるお店 認定要領

「星空舞」ブランド化推進協議会

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県オリジナルの新品種米「星空舞」を使用する飲食店及び宿泊施設等を『鳥取県産「星空舞」が食べられるお店』として認定し、「星空舞」のイメージアップ及び消費拡大につなげることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(認定機関)

第2条 本制度の認定者は、「星空舞」ブランド化推進協議会会長とし、登録認定業務は、鳥取県農林水産部兼商工労働部市場開拓局食のみやこ推進課（以下、食のみやこ推進課）が行う。

(認定基準)

第3条 本制度の認定基準は、以下のとおりとする。

(1) 飲食店及び宿泊施設等（移動販売、露店営業も含む）（以下「事業者」という。）で、次の事項をいずれも満たすこと。

- ①鳥取県産「星空舞」を継続してお客様に提供すること。（メニューの種類、数は問わない）
- ②「星空舞」のイメージアップ、PRに協力すること。
- ③新型コロナ安心対策認証店または新型コロナウイルス感染予防対策協賛店であるなど、新型コロナウイルス感染防止に取り組んでいること。

(2) 登録認定は、店舗単位とする。

(3) 所在地の県内、県外は問わない。

(登録申請)

第4条 本制度の登録認定を受けようとする事業者は、別紙の登録申請書に必要事項を記入の上、飲食営業許可証等の写しを添付して、食のみやこ推進課に提出することとする。

(登録認定)

第5条 食のみやこ推進課長は、認定基準に合致する場合は、『鳥取県産「星空舞」が食べられるお店』として登録認定し、申請者に通知するものとする。

(認定の取り消し)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 本要領第3条で定める基準に、該当しなくなったとき。

(2) 「星空舞」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 本要領第3条で定める基準の内、星空舞の提供ができなくなった場合には、その旨を食のみやこ推進課まで申し出ること。

3 第1項の規定により認定を取り消したことによって損害が生じても、鳥取県及び「星空舞」ブランド化推進協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(申請に当たっての注意事項)

第7条 事業者は、次に掲げる事項を承諾した上で登録申請するものとする。

(1) 第3条(1)に規定する認定基準を順守し、県および「星空舞」ブランド化推進協議会が行う施策への協力を行うこと。

(例：県が提供するPR資材の掲出、アンケート調査への協力等)

(2) 県ホームページで申請書の記載内容を紹介すること。

(例：店舗名、所在地、連絡先、「星空舞」の提供方法等)

(3) 県が提供するPR資材は、消費者に誤解を与えることのないよう適切に使用することとし、その取扱いについて県の指示に従うこと。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和2年8月24日から施行する。

附則 この改正は、令和3年8月17日から施行する。

鳥取県産「星空舞」が食べられるお店 登録申請書

年 月 日

「星空舞」ブランド化推進協議会会長 様

(申請者)
事業者名

代表者氏名

本制度の趣旨を理解し、登録店に申請します。

(以下の登録認定要件等にチェックを入れてください。)

鳥取県産「星空舞」を継続してお客様に提供します。

「星空舞」のイメージアップ、PRに協力します。

新型コロナウイルス感染防止に取り組んでいます。

(以下該当するものにチェック等を入れてください。)

新型コロナ安心対策認証店

新型コロナウイルス感染予防対策協賛店

その他 ()

県ホームページで申請書の記載内容を紹介することに同意します。

(店舗名)
(店舗所在地) 〒
(電話番号) (ファクシミリ) (メールアドレス)
HP等URL :
星空舞の提供方法 : (記入例 : 丼、定食のごはん等)

※飲食営業許可証等の写しを添付すること

(問い合わせ先)

鳥取県市場開拓局食のみやこ推進課 TEL0857-26-7835



鳥取県産「星空舞」が食べられるお店 認定ステッカー

- ・登録者には、認定ステッカー及びアクリルフレーム入り認定証を交付するとともに、認定マークの使用を許可する。